

令和8年度みやこ町シティプロモーション業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度みやこ町シティプロモーション業務委託

2 業務の目的

本業務は、歴史・文化・自然・地場産業など、みやこ町が有する地域資源を整理・可視化し、その魅力や背景にあるストーリーを SNS や動画等を活用して国内外へ効果的に発信することで、町の認知度向上および共感形成を図ることを目的とする。

併せて、行政のみならず、地域住民・事業者・関係団体等が主体的に情報発信へ関わることができるよう、SNS 運用や動画制作等に関する研修・実践機会を設け、情報発信人材の育成を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

受託者は以下の業務を実施すること。

(1) 情報発信業務

- ①地域資源の魅力や背景にあるストーリーを可視化し、情報発信素材として整理すること。
- ②SNS や動画等を活用した情報発信の基盤整備を行うこと。
- ③町内イベント、祭り等の撮影を行い、情報発信素材として活用すること。
- ④Instagram、Facebook、Threads、YouTube 等を活用した試行的な情報発信を実施し、みやこ町の認知度向上と共感形成を図ること。
- ⑤ショート動画年間100本及び長尺動画年間24本以上について、企画・構成・撮影・編集・配信並びに制作支援を行うこと。
- ⑥情報発信の効果測定や分析を行い、改善提案につなげること。

(2) 人材育成業務

- ①行政職員、地域住民、事業者、関係団体等を対象とした SNS 運用、動画制作、写真撮影、文章作成等に関する研修及び実践講座を5回程度実施すること。

5 成果品

次に掲げるものについて、電子媒体で納入すること。

- (1) 制作コンテンツ一式
- (2) 講座資料一式

- (3) SNS 運用実績データ
 - (4) 成果報告書
 - (5) その他本業務で生じた資料のうちみやこ町が指示する資料一式
- ※本町が無期限に二次利用 (Web、SNS、イベント等) が可能で公表できるものとする。

6 留意事項

- (1) 業務履行に際して必要な旅費、宿泊費、消耗品費、通信運搬費等に係る経費全てを当初の契約金に含むものとする。
- (2) 本業務の遂行上知り得た個人情報の取扱いについては、当該情報の漏洩、滅失等に特段の配慮を払うと共にみやこ町個人情報保護法施行条例を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は業務の遂行にあたり、最大の効果を発揮できるよう努めるとともに、効果がより高いと考えられる場合においては本仕様書に定められていない内容であっても積極的に提案を行うこと。
- (4) 業務に関して知り得た情報や、町から提供を受けた資料については、適正に管理し、情報の外部への漏えい防止に十分注意すること。
- (5) 委託業務の実施にあたっては、事前に町と十分協議し、町の指示に従うこと。
- (6) 受託者は、町の許可なく成果品（作成途中のものを含む）を公表、複製、及び貸与してはならない。
- (7) 本業務で得られた成果品の著作権については、発注者に帰属する。受託者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することは認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

7 その他

本仕様書に記載されていない事項については、町と受託者の協議により決定する。